

地方税法施行規則の一部を改正する省令の概要

令和6年9月

総務省

1 改正の趣旨

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定めるもの。

2 改正の内容

令和6年度改正において定額減税を実施することとされたことに伴う改正。

- ・ 第17号様式別表（給与支払報告書（個人別明細書））記載要領
- ・ 第17号の2様式別表（公的年金等支払報告書（個人別明細書））記載要領

3 施行期日

令和7年1月1日